大津市議会基本条例 (逐条解説編)

大津市議会基本条例の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・1
大津市議会例規構成の再編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
大津市議会基本条例体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・4
前文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第1章 総則
第1条(目的) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第2条(実質的最高規範性)・・・・・・・・・・・・・・・6
第3条(基本理念)・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第4条(基本方針)・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第2章 議会及び議員の活動原則等
第5条 (議会の活動原則)・・・・・・・・・・・・・・8
第5条の2 (議会活動実行計画の策定)・・・・・・・・・・9
第6条(災害時の議会対応)・・・・・・・・・・・・・・9
第7条 (議員の活動原則)・・・・・・・・・・・・・・10
第8条 (議員の政治倫理)・・・・・・・・・・・・・・10
第9条 (議員定数)・・・・・・・・・・・・・・・・11
第10条 (議員報酬)・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
第11条 (会派)・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
第12条(政務活動費)・・・・・・・・・・・・・・・13
第13条 (通年議会)・・・・・・・・・・・・・・ 14
第3章 議会と市民との関係
第14条 (市民参加の機会の充実)・・・・・・・・・・・14
第15条 (広報広聴機能の充実)・・・・・・・・・・・・14
第16条 (会議の公開)・・・・・・・・・・・・・・15
第4章 議会と市長等との関係
第17条(市長等との関係)・・・・・・・・・・・・・15
第18条(確認の機会の付与等)・・・・・・・・・・・・16
第19条(議決事件の追加)・・・・・・・・・・・・・・17
第20条 (議会の委任による専決処分)・・・・・・・・・・18
第5章 議会の機能強化等
第21条 (議会改革)・・・・・・・・・・・・・・・19
第21条の2(他の地方公共団体の議会との連携)・・・・・・・・19
第22条 (議員研修)・・・・・・・・・・・・・・・20
第23条(議員相互の討議の推進)・・・・・・・・・・・・20
第24条(専門的知見等の活用)・・・・・・・・・・・・20
第25条(附属機関等の設置)・・・・・・・・・・・・・21
第26条(議会局の設置及び体制強化)・・・・・・・・・・22
第27条 (議会図書室の充実強化)・・・・・・・・・・・23
第28条 (予算の確保)・・・・・・・・・・・・・・・24
第6章 補則
第29条 (検討)・・・・・・・・・・・・・・・・・24

大津市議会基本条例

附則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 4

大津市議会基本条例の概要

1 制定の意義

議会基本条例には、議会改革の集大成としての「改革条例」の側面と、自治体議会の憲法としての「最高規範条例」の両面の性格があります。

「改革条例」としては、大津市議会は改革先行型であり、これまで達成してきた議会改革手法を後退させないための市民との約束として、条例に明記するものです。一方、「最高規範条例」としては、地方議会制度の大枠について定める地方自治法と会議手続について定めた会議条例等の間を繋ぎ、大津市議会の組織に関する事項と、議会運営についての基本的な考えや基準、行動方針などを示すとともに、他の議会例規を束ねる実質的な最高規範として定めるものです。

2 議会改革の成果

大津市議会の議会改革については、

- ・ 政務活動費(当時の政務調査費)に関しては、平成13年度の制度創設時から 1円以上全ての支出について領収書添付を義務付け、平成22年度には不透明 な支出をした会派に対する「議長の是正措置命令権」を条例に明記
- ・ 議員定数を、平成23年度の議員任期から2名減の38人に改定
- ・ 議員の政治倫理の保持に関しては、平成 23 年度に「大津市議会議員政治倫理 条例」を制定

など、当初は自己規制的なものが主体でした。しかし、その後は

- ・ 議会からの政策提案のために「政策検討会議」の制度を平成23年度に創設
- ・ 外部からの専門的知見を導入するために、平成 23 年度に龍谷大学と「パートナーシップ協定」締結。同内容で平成 25 年度に立命館大学、平成 26 年度に同志社大学政策学部とも協定締結
- ・ 大学の専門的知見を活用して、平成 24 年度に「大津市子どもいじめの防止に関する条例」、平成 25 年度に「大津市議会 B C P (業務継続計画)」、平成 26 年度に「大津市災害等対策基本条例」、「大津市議会基本条例」などを制定
- ・ 議会の見える化を図る議会法制とするため、平成24年度から「新旧対照表による例規改正方式」を導入、平成25年度に「標準」モデルに準じた会議規則を廃し、会議条例、会議規程に再編成して制定するとともに、「先例」「申し合わせ」も併せて例規化
- ・ 議会報告会をファシリテーションの手法を導入して平成 25 年度に開催、平成 26 年度には5つの各種団体と意見交換会を実施
- ・ 議会 I C T 化の一環として、平成 25 年度に電子採決の導入によって、各議員 の議案に対する賛否態度を議場内とインターネット中継で表示。平成 26 年度 には議案資料の電子化によるペーパーレス化などを実現

など、議会からの政策提案を行うための仕組みづくりと、市民に開かれた議会の 実現に資する制度、設備の充実を図ってきたところです。

3 大津市議会基本条例の特色

大津市議会における例規法制については、これまでも「先例」、「申し合わせ」なども出来る限り例規化することや、議会提案の例規については「新旧対照表方式」による例規改正を行うことなどによって、議会運営ルールの見える化や、議案資料のわかりやすさを追及し、「市民に開かれた議会」の実現に資することに重点を置いています。

議会基本条例の制定にあたっても、他都市の議会基本条例の多くが議会運営の基準に重点を置いたものですが、大津市議会においては、議会という組織に関することについても定めることを重視し、議会の基本的なことや重要な事項については、議会基本条例を見れば概要をつかむことができるようにしました。

そして、詳しくはどの例規に定められているかなどもわかるように、議会基本条例に議会例規ナビとしての役割も持たせる一方、議会全体の例規構成は出来る限りシンプルになるようにしました。

具体的な特徴は以下のとおりです。

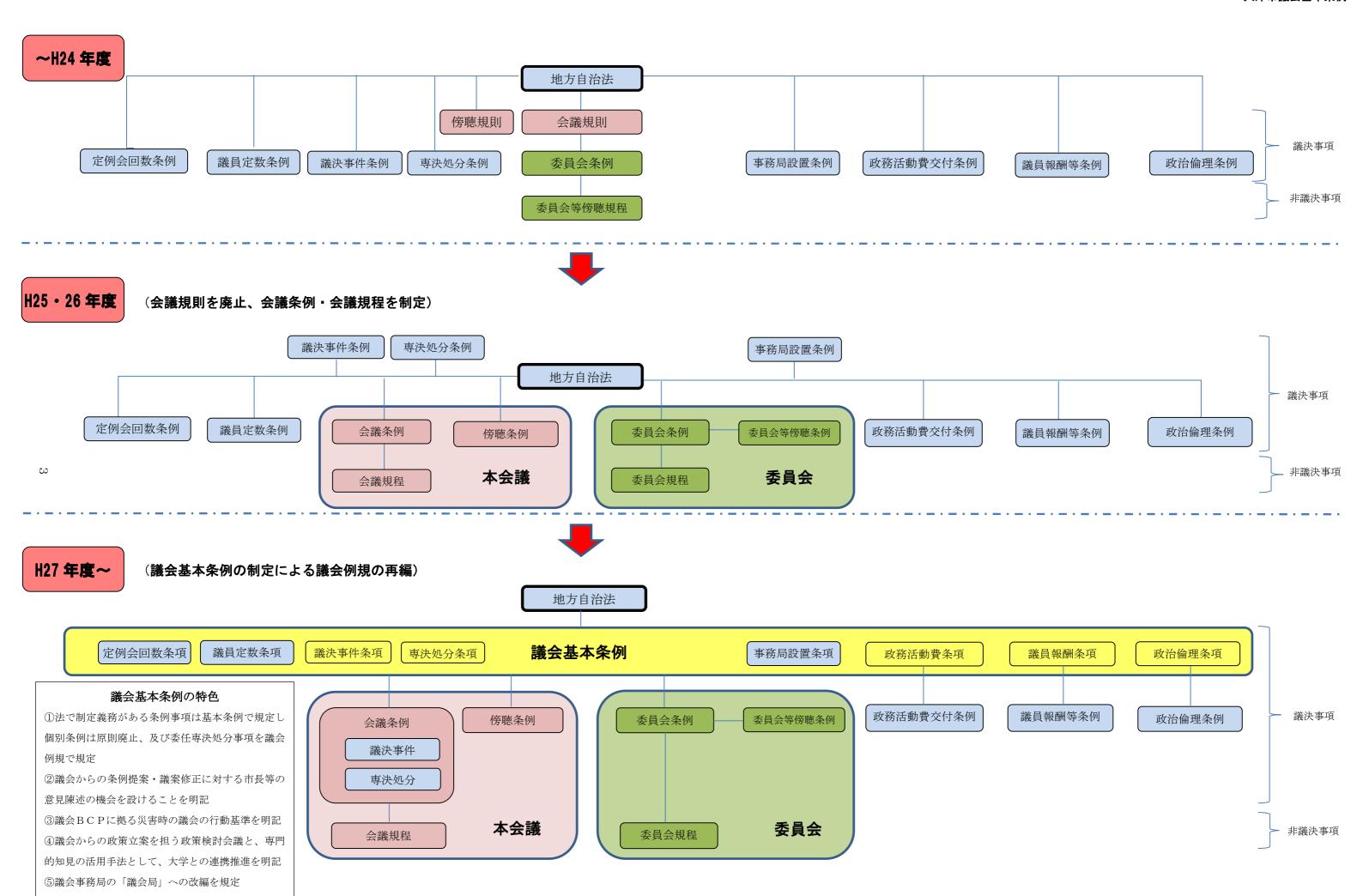
① 各々の議会が条例で定めることが法定されている事項については、出来る限り議会基本条例の条項として取り込み、下記の個々の条例は廃止しました。

特に、議員定数や定例会の回数については、議会組織における最も重要な事項と考え、具体的数字まで議会基本条例に明記しています。

その他にも、議決事件のみならず、地方自治法第 180 条に基づく市長に委任する専決処分に関しても、具体的事項については会議条例という議会例規のカテゴリーで定めることを、議会基本条例で規定しています。これは、議決機関としての機能の根幹に関わることは、全て議会で決めることを例規体系上でも示しており、他に例を見ないものです。

(廃止条例)

- 議員定数条例
- 定例会回数条例
- 議決事件条例
- 議会事務局設置条例
- ・市長の専決処分条例
- ② 議会からの条例提案や議案修正に対して、市長等に意見がある場合でも、従前はその機会がありませんでしたが、議会での議論を深めるために必要があるときは、意見陳述の機会を設けることを明記しました。(第18条第3項)
- ③ 地方議会で初めて策定した議会BCP(業務継続計画)を受けて、特に災害時の議会の行動基準について定めました。(第6条)
- ④ 大津市議会の政策立案機能の原動力である「政策検討会議」と、専門的知見の活用手法として、大学との連携に重点を置き、推進することを明記しました。 (第24条、第25条)
- ⑤ 議会の政策立案機能の強化に資するため、従前の「議会事務局」を「議会局」 に改編し、これからの議会を支えるに相応しい体制として、より充実、強化に 努めていくことを明示しました。(第 26 条)



大津市議会基本条例

(目的・理念)

第1章 総則

第1条 目的

第2条 実質的最高規範性

第3条 基本理念

第4条 基本方針

(基本となる活動原則等)

第2章 議会及び議員の活動原則等

第5条 議会の活動原則

第5条の2 議会活動実行計画の策定

第6条 災害時の議会対応

第7条 議員の活動原則

第8条 議員の政治倫理

第9条 議員定数

第10条 議員報酬

第11条 会派

第12条 政務活動費

第13条 通年議会

(上記原則に基づく活動内容)

第3章 議会と市民との関係

第14条 市民参加の機会の充実

第15条 広報広聴機能の充実

第16条 会議の公開

第4章 議会と市長等との関係

第17条 市長等との関係

第18条 確認の機会の付与等

第19条 議決事件の追加

第20条 議会の委任による専決処分

(議会の機能強化等)

第5章 議会の機能強化等

第21条 議会改革

第21条の2 他の地公共団体の議会との連携

第22条 議員研修

第23条 議員相互の討議の推進

第24条 専門的知見等の活用

第25条 附属機関等の設置

第26条 議会局の設置及び体制強化

第27条 議会図書室の充実強化

第28条 予算の確保

(補則)

第6章 補則

第29条 検討

大津市議会基本条例(逐条解説編)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則等(第5条―第13条)
- 第3章 議会と市民との関係(第14条-第16条)
- 第4章 議会と市長等との関係(第17条―第20条)
- 第5章 議会の機能強化等(第21条―第28条)
- 第6章 補則(第29条)

附則

前文

大津市は古代、天智天皇が都を置いた地として古都指定を受けた都市であるとともに、父なる比良、比叡の山々、母なる琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境の中で悠久の歴史と文化を育んできた。

明治31年に市制を施行して以来、幾多の合併を経て多様な地域特性を融合し、市民とともに歩み発展を遂げてきた。そして、今日、地方自治は大きな社会潮流の中でその自主性、自立性が問われる時代を迎えている。

このような状況下において、大津市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、 二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより市民福祉の更なる向上を目指すととも に、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう、自らの果たすべき役割と 責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。

よってここに、大津市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

【解説】

前文では、大津市域についての特徴をはじめ、本条例の制定に至った背景を述べるとともに、 議会は自らが果たすべき役割や責任を認識し、市民福祉の向上のため全力で取組んでいく決意 を示し、議会における最高規範として本条例を制定すると明記しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大津市議会(以下「議会」という。)の基本理念及び基本方針を定め、市議会議員(以下「議員」という。)及び議会の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応えられる議会運営の実現を図り、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを、この条例の目的として定めています。

(実質的最高規範性)

第2条 議会は、議会に関する他の例規を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨 を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】

本条例は、制定目的や内容が議会活動の根本となるものです。したがって形式的には他の条例との間に法的効力の優劣があるわけではありませんが、実質的には他の議会に関する条例・ 規程等の中で最上位に位置するとの考えに基づき、最高規範たる性質を有することを示しています。したがって、他の議会に関する条例等の制定・改正・廃止に当たっては、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合を図らなければならないことを定めています。

(基本理念)

第3条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

【解説】

本条では、地方分権時代にふさわしい、議会としての基本的な姿勢や考え方を、本市議会の基本理念として示しています。本市議会は、自主性、自立性を重んじた議会運営を行うとともに、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現することを目指します。

※ 地方自治の本旨とは

憲法第92条で定められているもので一般的に、住民の意思に基づいて地方の行政を行う「住民自治」と、 国とは別の独立した団体が、自らの判断と責任において地方の行政を行う「団体自治」の二つによって構成されています。

(基本方針)

- 第4条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。
 - (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。
 - (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。

【解説】

前条の基本理念を具体化するための方針を示しています。

- (1) 議会は、二元代表制の一翼を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限 に発揮することによって、役割と責任を果たすことを定めています。
- (2) 議会は、市民に対し市政課題などの情報を積極的に公開するとともに、負託を受けた 市民に対し分かりやすい議会運営を行うことを定めています。

※ 二元代表制とは

議員と市長の両方を、住民が直接選挙によって選ぶ制度です。

二元代表制の特徴として、議員と市長はともに住民を代表し、独立・対等の立場で緊張関係を保ち、互い に抑制・均衡しながら自治体運営を行うことにあります。

※ 議決機関とは

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定(議決)する権能を有する地方公共団体の機関のことをいい、議会のことを意味します。

地方自治法第96条第1項には、議会が議決する事件が定まっています。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

- **第5条** 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民に対する説明責務を果たすこと。
- (3) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

【解説】

議会の役割を果たすため、3つの活動原則を定めています。

- (1) 議会は、その活動に関しては疑念や疑惑を抱かれることのないよう、公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議会は、その活動を積極的に市民に知らせ、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民から受けた期待に応えて責任を果たすため、議会運営の現状や課題を多角的に分析し、社会潮流や市民意思に合致した議会活動を行えるよう、継続的に改革に取り組むものとすること。

(議会活動実行計画の策定)

- **第5条の2** 議会は、この条例に掲げる規定を具現化するため、議会活動の実行目標、工程、期間等を定めた実行計画を策定するものとする。
- 2 議長は、これを公表する。

平成 28 年条例 59 追加

【解説】

- 1 議会は、条例の内容を具現化するために、目標や工程などを定めた実行計画を策定することを定めるものです。
- 2 議長は、実行計画を定めたときには、実行計画を公表します。
- ※平成27年9月に実行計画(大津市議会ミッションロードマップ)を策定 平成28年6月通常会議において、当該計画の根拠を明確にするため、同条を追加改正

(災害時の議会対応)

- **第6条** 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。
- 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、大津市議会業務継続計画(議会が災害時において も議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。)で定める。

【解説】

1 議会は、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、 住民代表機関として、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能 を的確に維持しなければならないことを定めるものです。

これは、東日本大震災における被災都市の議会で、非常時においても議会を機能させる体制が不十分であったことから、議決機関としての機能を果たせなかったことを教訓としたものです。

- 2 災害時の組織体制や議会の行動基準等に関しては、地方議会で初めて策定した大津市議会 業務継続計画(議会 BCP)で定めています。
 - ※BCP=Business Continuity Plan の略称

(議員の活動原則)

- **第7条** 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
 - (1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
 - (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
 - (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。

【解説】

議員としての職責を果たすため、3つの活動原則を定めています。

- (1) 議員は、日常の議員活動をとおして市政全般に関する市民の多様な考えや思いの把握 に努めるべきことを定めています。
- (2) 議員は、二元代表制の下、政策提案等を行うことによって、市勢の発展や市民福祉の 向上に資するため、市政に関する課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究活 動に努めるべきことを定めています。
- (3) 議員は、市政が直面するあらゆる分野の諸課題に対して、的確な判断を行うことができるよう、研修に積極的に参加するなど、不断の研さんに努めるべきことを定めています。

(議員の政治倫理)

- **第8条** 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。
- 2 前項の規定に基づく議員の政治倫理については、大津市議会議員政治倫理条例(平成23 年条例第66号)で定める。

【解説】

1 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、与えられた権限と責任を深く認識し、市民からの期待に応えて責任を果たすため、倫理観の向上及び確立に努めるべきことを定めて

います。

第1項の事項についての詳細は、大津市議会議員政治倫理条例(平成23年条例第66号)で定めるものです。

(議員定数)

- 第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第91条第1項の規定 に基づき、議会の議員の定数は、38人とする。
- 2 議員定数を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

【解説】

- 1 議員定数については、地方自治法第91条第1項により条例で定めることとされており、 大津市議会では本条で38人と定めています。なお、大津市議会議員定数条例(昭和13年 条例第64号)については廃止し、本条例に統合します。
- 2 議員の定数を変更するにあたっては、他市との単純な数値の比較などによって決定するのではなく、大津市の財政状況や人口動態、市が抱える課題、将来の予測や展望等、大津市特有の実情を十分に勘案し、検討することを定めています。

※地方自治法第91条第1項

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

(議員報酬)

- 第10条 議員報酬は、二元代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案するとともに、議員の活動 状況を反映し、定められなければならない。
- 2 前項の規定に基づく議員報酬については、大津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)で定める。

令和元年条例 20·一部改正

【解説】

1 双方が競い合って政策をつくり、相互にチェックするという仕組みの一方である市長が、

常勤職であることに鑑み、議員報酬は、議員が議会活動と議員活動に専念することができる 制度的な保障としての性質を有することや社会経済情勢を考慮するとともに、実際の議員活 動の状況を反映した水準で定められなければならないことを定めています。

- 2 議員報酬については、地方自治法第203条第4項により、その額と支給方法を条例で定めることとされており、具体的な金額等は、大津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)で規定していることを定めています。
 - ※地方自治法第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければ ならない。
 - 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
 - 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならな

い。

(会派)

- **第11条** 議員は、議会活動に資するため、政策を中心とした同一の理念を有して活動する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。
- 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。
- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
- (3)会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

【解説】

- 1 議会は、議員がより充実した議会活動ができるよう会派を結成することができることを定め、本条を会派の根拠規定としています。会派とは、一般的に、共通する政策や理念を有する議員の集まりです。
- 2 大津市議会では、効率的な議会運営に資するため会派制をとっています。その具体的意義 としては、議案に対する賛否態度を会派単位で議論し、意思決定過程における協議及び調整 を会派間で行うことによって、円滑で効果的な議会運営に努めているものです。したがって、 ここでは会派の果たすべき役割を示しています。

また、本市議会では議員活動と市政の課題に対する調査研究等に資するため、次条に定める政務活動費を会派単位で交付しています。

(政務活動費)

- 第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、使途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。
- 2 前項の規定に基づく政務活動費については、大津市議会政務活動費交付条例(平成13年 条例第1号)で定める。

【解説】

- 1 政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までにその交付の根拠が定められています。本市議会においては、議員1人あたり月額7万円が、半期ごとに、市長から所属会派に交付されます。交付を受けた会派は使途の透明性を確保したうえで、有効活用し調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めると定めたものです。
- 2 政務活動費の交付に必要な手続、使途基準、収支報告などの規定については、大津市議 会政務活動費交付条例(平成13年条例第1号)で定めています。

※地方自治法第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。 この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(通年議会)

第13条 法第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、 議会の解散に伴う選挙が行われた年においては、これを変更することができる。

【解説】

地方自治法第102条第2項の規定による本市議会の定例会の回数は、原則年1回とするが、 議会の解散に伴う選挙が行われた年においては、議会が再度招集されることから、例外的にこれを変更することができるとしています。

※地方自治法第102条

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

第3章 議会と市民との関係

(市民参加の機会の充実)

- **第14条** 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に 参加する機会の充実を図るものとする。
- 2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するものとする。

【解説】

- 1 市民の意思を議会活動に反映するため、市民との意見交換会開催など、市民の議会活動への参加の機会の充実を図るものと定めています。
- 2 請願の審査に際しては、請願者が趣旨説明を希望するときは、議会は、説明を聴く機会を 原則として確保することを定めています。

(広報広聴機能の充実)

第15条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

【解説】

市民意思を議会活動に反映し、市民福祉の向上を図るため、議場や委員会室での傍聴だけでなく、本会議のインターネット中継や録画配信、大津市議会だより、ホームページなど多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努め、市民に開かれた議会の実現を目指して活動するものと定めています。

(会議の公開)

- **第16条** 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会(以下「会議等」 という。) を原則として公開するものとする。
- 2 議会は、前項の会議等を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

【解説】

- 1 本会議や委員会は、活動の透明性を高め、活発な議論を推進し市民に開かれたものとする ため、秘密会とする場合等を除き、原則として公開します。
- 2 その他の会議についても運営上支障がないと認められるときは、公開するよう努めるとするものです。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

- 第17条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の 執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組む ものとする。
- 2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めるものとする。

【解説】

1 市長と議員は、それぞれ市民から直接選挙により選ばれた代表者であり、議会は市長等に よって効率的な行政運営が行われているかなどについて、監視する役割を担っています。し たがって、議会の審議においては、議員と市長等は対等な立場で慣れ合いにならない適切な 緊張関係を保持することを定めています。また、政策の立案及び提言を通じて、更なる市政 の発展に取り組むと定めたものです。

2 議会は、第1項の活動を円滑に進めるために、市長等に対して積極的に議論の前提となる 市政に関する情報の提供を求めていきます。

(確認の機会の付与等)

- **第18条** 議員は、会議等において質問又は質疑(以下この条において「質問等」という。) を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行わなけれ ばならない。
- 2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な 範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。
- 3 議長は、議員又は委員会による条例の提案及び議案の修正の提案に対し市長等が意見を述べる機会を与えることができるものとする。

【解説】

- 1 議員は、会議等において質問等を行うときは、答弁を求める内容を明確にし、図表や写真 などの補助資料を活用することによって傍聴者やインターネット中継を視聴している市民 に分かりやすい方法で行うものとします。
- 2 市長等の答弁者は、議員からの質問等に対して、的確な答弁が行えるようその質問等の趣旨を確認するための発言ができるとするものです。
- 3 議長は、議員又は委員会による条例の提案及び議案の修正に対し、市長等に意見陳述の機会を付与することができるとしたものです。

(議決事件の追加)

- 第19条 議会は、第4条第1号に規定する議決機関としての権能を最大限に発揮するため、 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるもの とする。
- 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、大津市議会会議条例(平成26年 条例第1号。以下「会議条例」という。)で定める。

【解説】

1 本条例第4条第1号において議会の基本方針として、二元代表制の下、本市の意思決定を 担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮することと定めています。

また、地方自治法第96条第1項では、地方議会の議決すべき事項として15の項目を列挙し、第2項ではそれ以外に議決すべき事項を、それぞれの議会が条例で定めることができるとしています。

市政に関する重要な計画等について議会の議決事項とすることは、市長等の執行を監視するとともに政策形成過程に議会が関与する役割を強めることになります。そこで、今後積極的に議決する事項を拡大するよう努めると明記しました。

2 大津市議会の議決に付すべき事件に関する条例(平成21年条例第25号)については廃止し、大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)に統合します。

※地方自治法第96条第2項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務 に係るものにあっては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当で ないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(議会の委任による専決処分)

- 第20条 議会は、議決権限の重要性を踏まえつつ、市長等の迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し、法第180条に規定する専決処分の事項を決めなければならない。
- 2 前項の規定に基づく議会の委任による専決処分については、会議条例で定める。

【解説】

1 地方自治法第180条において、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に 指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができると規 定されています。つまり、議会に諮り、審議する必要のない事項を定めることができるとい うことです。

本条文では、議会の委任による専決処分の事項は、議会が議決権限を有し本市の意思決定機関であることの重要性を踏まえつつ、議会の議決を経ないことによって迅速に市長等が事務執行することによって得られることになる市民の利益とを比較し、慎重に決めなければならないと定めるものです。

- 2 多くの地方議会の例規で市長に関連する章におかれている市長の専決処分に関する条例 (昭和35年条例第1号)については廃止し、大津市議会会議条例(平成26年条例第1号) に統合します。
 - ※地方自治法第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指 定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
 - 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければな らない。

第5章 議会の機能強化等

(議会改革)

- 第21条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ 迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。
- 2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、会議条例、大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

【解説】

- 1 本市議会ではこれまで、通年議会の導入、大学とのパートナーシップ協定の締結による専門的知見の導入、災害時の議会対応を定めた議会BCP(業務継続計画)の策定、電子採決による賛否態度の表示システムの導入を始めとする議会ICT化など様々な議会改革に取り組んできました。引き続き現状に甘んじることなく市民の意思の把握に努め、市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものと規定しています。
- 2 時代に即した市民に分かりやすい議会運営を推進していくため、議会に関する例規等を継続的に見直すものと規定しています。

(他の地方公共団体の議会との連携)

第21条の2 議会は、他の地方公共団体と共通する行政課題に対応するに当たっては、当該 他の地方公共団体の議会と連携を図るよう努めるものとする。

【解説】

本市議会では、行政課題が複雑・多様化し、広域化する中、共通の行政課題を抱える地方自 治体の執行機関だけでなく、議会同士が連携し、協力する関係を構築することにより、各自治 体の発展につなげることが重要であると考え、議会の機能強化の手法として、今後も近隣他都 市の議会と連携を図るよう努めることを定めています。

(議員研修)

第22条 議会は、議会の機能強化等のため議員研修の充実強化に努めなければならない。

【解説】

一般職の職員には地方公務員法で研修の機会が保障されていますが、議員には同様の規定が ないため、議会は、議員の資質や、政策立案等に必要な能力を向上させるために、議員研修の 充実強化に努めることを本条例で定めています。

(議員相互の討議の推進)

- 第23条 議会は、言論の府であることを認識し、議員間の討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。
- 2 議会は、議案の審議又は審査においては、議員間の議論を尽くすものとする。

【解説】

- 1 議会は、執行機関からの説明や質疑応答だけではなく、議員同士の自由闊達な討議が委員会などの審議では重要であるとの認識から、議員間討議を中心とした会議の運営に努めると定めたものです。
- 2 議案の審議又は審査においては、会派や議員個人としての考えの違いがあっても、十分な 議論を尽くし結論を導くことを定めたものです。

(専門的知見等の活用)

- 第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資する ため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。
- 2 議会は、前項の目的を達するため、大学等との連携の更なる推進に努めるものとする。

【解説】

1 議会は、議案の審議の充実や、政策検討会議等における政策形成機能の強化等に資するため、専門的知見を活用することを定めています。地方自治法においても第100条の2で、

学識経験者の専門的知見を活用できることを定めていますが、同条項の適用には議会の議決を要するため、大津市議会では大学と「パートナーシップ協定」と称する地域連携協定を締結することによって、法の規定に頼らない機動的な専門的知見の活用を図っており、当該条項はその根拠となるものです。

2 第1項の目的を達成するため、本市議会とパートナーシップ協定を締結している大学等と の連携の更なる推進に努めることを定めています。

※地方自治法第100条の2

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門 的事項に係る調査を、学識経験を有する者等にさせることができる。

※ パートナーシップ協定とは

大学の知的資源を議会からの政策提案等に活用し、政策立案機能の強化を目的として包括的な協力関係の構築を目指すもので、平成23年11月に龍谷大学と、また平成26年1月に立命館大学と、平成26年4月に同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科とそれぞれ「パートナーシップ協定」と称する地域連携協定を締結しました。

〈連携の内容〉

- ・政策検討会議などに大学から教授等を招いて、専門的な助言を求める
- ・学生のインターンシップの受け入れなど、議会からの大学教育への貢献

(附属機関等の設置)

- 第25条 議会は、議会活動に関し審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、附 属機関を置くことができる。
- 2 議会は、市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。
- 3 議会は、市政の課題に関し政策の提言又は条例の策定等の必要があると認めるときは、議員で構成する政策検討会議を置くことができる。

【解説】

- 1 議会が調査等のために外部の有識者等の意見を聴くための制度としては、公聴会や参考人制度がありますが、これらは議会が一方的に意見を聴くものであり、対等な立場で相互に議論し適正な判断や政策等を深めていくには不適当です。議会活動の課題等に関し検討し、政策提言していくためには、学識経験者等が与えられた課題に対して自由に発言できる附属機関の設置が必要と判断し、これを置くことができると明記しました。
- 2 議会が市の事務に関する調査をするにあたり、専門的かつ公正な調査を行う必要があると 認めるときは、学識経験者等の外部委員による調査機関を置くことができることを明記しま した。
- 3 議会は、市政の課題に関して政策の提言又は条例の策定等の必要があるときは、議員で構成する政策検討会議を置くことができると明記しました。これまで、政策検討会議において、 大津市議会議員政治倫理条例や大津市子どものいじめの防止に関する条例などを制定してきました。

(議会局の設置及び体制強化)

- 第26条 議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定に基づき、議会に事 務局として議会局を置く。
- 2 議会局に事務局長としての局長及び書記その他必要な職員を置く。
- 3 職員の定数は、大津市職員定数条例(昭和25年法律第11号)の定めるところによる。
- 4 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会局の法務及び財務等市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。

【解説】

- 1 大津市議会事務局設置条例(昭和37年条例第34号)を廃止し、本条を根拠規定として 組織名称を「議会局」とする事務局を設置します。これは、当該組織がルーティンワークと しての事務をこなすだけのものではなく、議会を支える「車の両輪」としての役割を担う組 織であることを明示したものです。
- 2 第1項の「議会局」への名称変更に伴い、法第138条第3項に定める事務局長の地位に

ある職員を「局長」と呼称することを定めます。

- 3 議会局の職員の定数は、大津市職員定数条例(昭和25年条例第11号)で定めていることを規定しています。
- 4 議会は、議会及び議員の機能向上のため、政策立案等を補助する議会局の法務及び財務等の調査機能についての強化を図るため、それにふさわしい人材の確保と体制の強化に努めることを定めています。

※地方自治法第138条

- 2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

(議会図書室の充実強化)

第27条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に資するため、議会図書室について、 必要な資料等の収集保管のみならず、議員に積極的な情報提供を行う機能の充実強化に努め るものとする。

【解説】

議会図書室は、地方自治法第100条第19項において、地方議会に設置することが義務付けられており、議員の政策立案及び一般質問等に資する適切な情報提供が行えるよう、司書機能や必要となる予算の確保などその機能強化に努めることを定めたものです。

※地方自治法第100条第19項

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び 刊行物を保管して置かなければならない。

(予算の確保)

第28条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が議事機関としての権能を確保するとと もに、より円滑な議会運営を実現し、かつ、政務活動機能の充実を図るために必要な予算の 措置に努めなければならない。

【解説】

市長は、議会が市民から直接選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う議事機関であることを 十分に考慮し、議案の審査や調査、先進事例の調査などの政務活動等、その職責を滞りなく果 たすために必要な予算の措置に努めなければならないとするものです。

第6章 補則

(検討)

第29条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について議会運営委員会等で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

議会は、この条例の実行性を担保するため、社会の実情等に合致したものであるかを常に勘案し、条文改正の必要があると認めるときは、議会運営委員会等で検討し、その結果に基づいて改正等の必要な措置を講ずると定めたものです。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (大津市議会議員定数条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 大津市議会議員定数条例(平成13年条例第64号)

- (2) 大津市議会定例会の回数を定める条例(昭和31年条例第17号)
- (3) 大津市議会の議決に付すべき事件に関する条例(平成21年条例第25号)
- (4) 大津市議会事務局設置条例(昭和37年条例第34号)
- (5) 市長の専決処分事項に関する条例(昭和35年条例第1号)

(大津市議会政務活動費交付条例の一部改正)

3 大津市議会政務活動費交付条例(平成13年条例第1号)の一部を次のように改正する。 第2条中「所属議員が1人の場合を含む。」を「大津市議会基本条例(平成27年条例第47 号)第11条第1項に規定する会派で、所属議員が1人の場合を含む。」に改める。

(大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

- 4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号)の一部 を次のように改正する。
 - 第2条第4号中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

附 則(平成28年6月6日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月4日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月30日条例第20号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。